

第5章 美化推進事業

1 概 説

本市では、国際都市にふさわしい清潔で美しいまちづくりを進めるため市民や事業者とともに総合的な美化施策を積極的に推進している。

また、平成5年4月1日から施行している大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例において、「清潔保持推進区域」の指定の条項（24条）を盛り込むなど、まちの美化を積極的に推進することを明らかにした。

平成5年度からは、市民及び市内流入者に美化意識の向上及び浸透を諮るため、空き缶やたばこの吸い殻等のポイ捨て防止に重点を置いたキャンペーンを始め各種の施策を実施している。

さらに、APEC大阪会議の開催を契機として平成7年11月1日から、ポイ捨て防止条例（大阪市空き缶等の投げ捨て等の防止に関する条例）を施行し、一層のまちの美化推進に努めている。

2 各種事業の実施

(1) ポイ捨て防止キャンペーン等の実施

① ポイ捨て防止キャンペーン

ポスターの掲出や美化啓発イベントの開催、既存イベントとのタイアップなどを通して、ポイ捨て防止を呼びかけるキャンペーンを展開している。

② ノーポイモデルゾーン（ポイ捨て防止推進モデル地区）

ポイ捨て防止を推進するための地区（ノーポイモデルゾーン）を設定し、「清潔保持推進区域」として指定している。

表-20

平成5年度設定	梅田地区、本町地区、難波地区、御堂筋、堺筋、四ツ橋筋
平成6年度設定	京橋地区、鶴橋・上本町地区、天王寺地区
平成7年度設定	十三地区
平成16年度設定	千林大宮・森小路地区、大池橋地区、西九条地区、蒲生4丁目地区、住之江公園地区、長居・あびこ地区、大正地区、横堤・今福鶴見地区、難波地区、花園町・岸里・天下茶屋地区、御幣島地区、駒川中野・針中野地区、今里地区、上新庄地区、喜連瓜破・出戸地区、野田阪神・海老江地区、弁天町地区

③ 美化強化デー

毎月1日を美化強化デーと設定し、門前清掃の励行を図るとともに、地域や事業所の周辺で行われている市民運動やボランティアによる一斉清掃活動の輪をさらに広めるため、各種団体等に一斉清掃の取り組みを呼びかけている。

本市としても市施設周辺の一斉清掃を実施している。

④ 美フレッシュ大阪月間

全国的に環境保全と公衆衛生の向上がはかれる「環境衛生週間」に合わせ、本市では9月を「美フレッシュ大阪月間」と定めており、美化運動功労者等の表彰、美化推進事業の取り組み実施している。

⑤ 大阪市一斉清掃「クリーンおおさか2007」の開催

市民、事業者、大阪府が一体となって大阪市内を一斉に清掃するイベント「クリーンおおさか」を「世界陸上競技選手権大阪大会」の開催に合わせ、大阪の温かいホスピタリティで世界の皆様をお迎えするため、8月18日から24日まで開催した。

⑥ まち美化パートナー制度

平成11年6月の大阪市廃棄物減量等推進審議会答申を受けた新たな美化施策として、ノーポイモデルゾーン内において、平成12年10月から「まち美化パートナー制度」を実施している。（平成16年10月から全市で実施）

この制度は、大阪府が定めた公共スペース（37ヶ所）を大阪府と覚書を交わした

ボランティア団体に定期的に清掃や美化啓発活動を行ってもらうもので、大阪市は清掃用具の交付やボランティア保険の加入を行うなどの支援を行うほか、活動を顕彰するまち美化パートナーサインを掲出する。

(2) 清掃ボランティア活動の活性化

① まちの美化運動功労者表彰

清掃ボランティアの方々の長年にわたる尽力に感謝し、一層の協力を得て清掃ボランティア活動の育成・活性化を図るため、昭和57年度から美化運動功労者表彰を行っている。

表-21 美化運動功労者表彰受賞者数

(単位：人)

種別 年度	市長表彰				局長表彰				合計			
	個人	団体	団体の長役員	計	個人	団体	団体の長役員	計	個人	団体	団体の長役員	計
平14年	72	30	14	116	62	8	9	79	134	38	23	195
平15年	71	29	20	120	64	15	9	88	135	44	29	208
平16年	77	32	14	123	53	9	12	74	130	41	26	197
平17年	61	20	11	92	76	14	19	109	137	34	30	201
平18年	57	21	14	92	40	11	14	65	97	32	28	157

② 清掃ボランティア団体に対する清掃用具の交付

清掃ボランティア団体の育成・活性化を図るため、清掃用具の交付要綱を設け、一定の基準を満たす団体に対して清掃用具を交付している。

表-22 清掃用具の交付状況

年度	ごみ袋	ちりとり	ほうき	火ばさみ	十能	手袋
平成14年	200,000	1,479	2,950	3,250	884	24,084
平成15年	200,000	1,480	3,220	3,120	810	21,840
平成16年	200,000	1,505	2,690	2,975	895	15,972
平成17年	200,000	1,580	2,590	2,920	710	18,468
平成18年	200,000	1,230	3,200	4,420	520	14,304

(3) ポイ捨て防止条例

(正式名称:大阪市空き缶等の投げ捨て等の防止に関する条例 平成7年9月日公布、平成7年11月1日施行)

本条例では、市民、事業者、本市が協力して国際都市大阪にふさわしい美しいまちづ

くりを進める責務があることを明確にするとともに、空き缶等のポイ捨てと自動車の放棄を禁止し、自動販売機への回収容器の設置及び適正管理を義務づけ、それぞれの違反者に対しては、勧告・命令を行った後、最終的には氏名公表がある旨規定している。

また、まちの美化を損なう違反状態がある場合の公共の場所の管理者に対する要請、関係法令の刑罰法規の悪質な違反がある場合の捜査機関への要請を行うことも規定し、まちの美化に対しての本市の決意を示している。

(4) 路上喫煙対策事業

路上における喫煙、特に、多くの人々が行き交う道路や公園などの公共の場所での喫煙は、副流煙による健康への影響、たばこの火による火傷や火の不始末による火災、吸殻のポイ捨てによるごみの散乱など様々な問題が指摘されている。

本市では、平成17年度より、路上喫煙に関する様々な問題に対処するため、まちの美化、健康、防災、防火の観点から、環境局、健康福祉局、危機管理室、消防局の4局協働で路上喫煙対策事業を実施している。

平成19年4月からは、「路上喫煙の防止に関する条例」を施行し、7月には「御堂筋及び市役所・中央公会堂周辺」を路上喫煙禁止地区に指定した。10月1日からは、「路上喫煙禁止地区」での路上喫煙には、罰則（過料1,000円）を適用している。

ノーボイモデルゾーン

平成5年9月設定 : 梅田、本町、難波、御堂筋、四ツ橋筋、堺筋
 平成6年5月設定 : 京橋、鶴橋・上本町、天王寺
 平成7年7月設定 : 十三
 平成16年10月設定 : 千林大宮・森小路、大池橋、西九条、蒲生4丁目、住之江公園、長居・あびこ、大正、横堤・今福、鶴見、難波、花園町・岸里・天下茶屋、御幣島、駒川中野・針中野、今里、上新庄、喜連瓜破・出戸、野田阪神・海老江、弁天町

